別添１

平成２１年（排）第７号

排　除　命　令　書

福岡市中央区大名二丁目１０番２９号
株式会社健康の杜
同代表者　代表取締役　徳　永　英　樹

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　株式会社健康の杜（以下主文において「健康の杜」という。）は，一般消費者に販売している「爽臭革命」と称する食品（以下主文において「爽臭革命」という。）の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，平成１８年６月ころから平成２１年１月ころまでの間同社がインターネット上に開設したウェブサイトにおいて，また，平成２０年５月ころから同年６月ころまでの間一般日刊新聞紙に折り込んだチラシにおいて，当該商品を摂取することにより，「シャンピニオンエキス」と称する成分によって口臭，体臭及び便臭を消す効果が得られるかのように示す表示をしているが，かかる表示は，当該商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

２　健康の杜は，今後，爽臭革命又はこれと同種の商品の取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ，これを自社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

３　健康の杜は，今後，爽臭革命又はこれと同種の商品の取引に関し，表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ

有することなく第１項の表示と同様の表示をしてはならない。

4　健康の杜は，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　株式会社健康の杜（以下「健康の杜」という。）は，肩書地に本店を置き，食品の製造販売業を営む事業者である。

2 (1) 健康の杜は，平成１８年６月ころ以降，「爽臭革命」と称する食品（以下「爽臭革命」という。）を，我が国に所在する事業者に委託して製造させ，一般日刊新聞紙に当該商品のチラシを折り込み，はがき，電話又はファクシミリで注文を受け付けるほか，同社がインターネット上に開設したウェブサイトに広告を掲載し，同ウェブサイトで注文を受け付けることにより，一般消費者に販売している。

(2) 爽臭革命は，「シャンピニオンエキス」と称する成分を含有する錠剤状の食品であり，１日３粒ないし６粒程度を水と共に飲み込んで摂取することによって，口臭，体臭及び便臭を消す効果が得られるとする商品である。

3　健康の杜は，爽臭革命について

(1) 平成１８年６月ころから平成２１年１月ころまでの間，同社がインターネット上に開設したウェブサイト（別添写し１）において，「もうニオイで悩まない！　特許取得成分“シャンピニオンエキス”で毎日のエチケット対策！」及び「エチケット対策として話題の天然成分！　実は、慢性的なニオイの原因はオナカの健康と深い関わりが･･･。つまりオナカの状態が悪化すると食べた物が異常発酵して悪臭ガスが発生。それが元で不快なニオイを発生させるといわれています。シャンピニオンエキスは、ニオイのトラブルを未然に防ぐ為にも大活躍！様々なニオイの悩みに嬉しい、今話題の成分なのです。」と記載するとともに，「シャンピニオンでスッキリ」と題する図を掲載

(2) 平成２０年５月ころから同年６月ころまでの間，全国の新聞販売店を通じて配布した新聞折り込みチラシの表面（別添写し２）において，「～介護現場から生まれたエチケットサプリで、体の中からスッキリ！！～」，「天然素材で、ニオイの悩みスッキリ！？」及び「スッキリ爽臭！！」と記載の上，「こんな方におすすめ！　○ニオイでお悩みの方　○人付き合いが多い方　○通勤時

や車内で気になる方」と，同裏面（別添写し３）において，「気になる「ニオイ」悩む前に！　「爽臭革命」が大活躍！！」及び「シャンピニオンエキスはマッシュルームから抽出された、ニオイなどエチケットトラブルでお悩みの方に嬉しい成分です。」と，それぞれ記載するとともに，「悪臭の発生について」と題する図を掲載

することにより，あたかも，爽臭革命を摂取することにより，「シャンピニオンエキス」と称する成分によって口臭，体臭及び便臭を消す効果が得られるかのように示す表示をしている。

４　公正取引委員会は，前記３の表示について，景品表示法第４条第１項第１号に該当する表示か否かを判断するため，同条第２項の規定に基づき，健康の杜に対し，期間を定めて，当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ，健康の杜は，当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが，当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

法　令　の　適　用

前記事実によれば，健康の杜が行っていた表示は，景品表示法第４条第２項の規定により，爽臭革命の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって，かかる行為は，同条第１項第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成２１年２月３日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　濱　崎　恭　生

委　員　後　藤　　晃

委　員　神　垣　清　水